

大田区景観条例等における景観審議会に関する規定

1. 大田区景観条例 第24条（景観審議会について）

- 第24条 良好的な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、区長の付属機関として大田区景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 区長は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に意見を聴かなければならない。
- (1) 第8条に規定する景観計画の策定及び変更（軽微な変更を除く。）
 - (2) 第10条第3項に規定する景観形成重点地区の決定
 - (3) 法第16条第3項の規定による勧告
 - (4) 法第17条第1項又は第5項の規定による変更命令
 - (5) 法第19条第1項の規定による指定、法第23条第1項の規定による原状回復命令等、法第26条の規定による命令又は勧告及び法第27条第1項又は第2項の規定による指定の解除（景観重要建造物に関すること）
 - (6) 法第28条第1項の規定による指定、法第32条第1項の規定による原状回復命令等、法第34条の規定による命令又は勧告及び法第35条第1項又は第2項の規定による指定の解除（景観重要建造物樹木に関すること）
- 3 区長は、次に掲げる事項については、審議会に意見を聞くことができる。
- (1) 第7条に規定する協議（都又は隣接区市との協議）
 - (2) 第22条に規定する認可（景観協定の認可）
 - (3) 前条の規定による表彰
 - (4) その他景観の形成を推進するための施策に関し、区長が必要と認める事項
- 4 審議会は、前2項に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。
- 5 審議会は、区長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則（大田区景観条例施行規則第29条、第30条）で定める。

2. 大田区景観条例施行規則 第29条(審議会の組織について)、第30条(審議会の運営について)

- 第29条 条例第24条第5項の規定により区長が委嘱する審議会の委員の構成は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 学識経験のある者 6人以内
 - (2) 関係団体の構成員 5人以内
 - (3) 区民 3人以内
- 第30条 審議会には、会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長は、前条第1号の委員のうちから、委員の選挙によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、会長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。
- 7 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 前項の規定は、第6項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。
- 9 審議会には、専門の事項の調査検討を行わせるため、専門部会を置くことができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 11 会長は、審議会の議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 12 審議会の議事録は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 13 審議会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。